

NEWS TOPICS

町家・まちなみ写真展を開催しました！

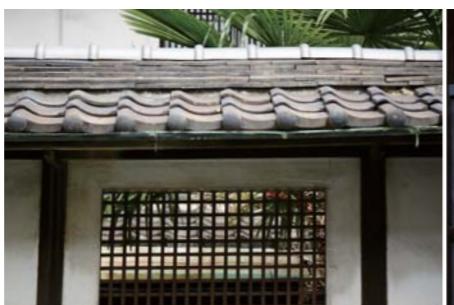
昨年11月15日(土曜)、16日(日曜)、22日(土曜)～24日(月曜・祝日)の5日間、平成26年度秋季堺文化財特別公開の関連イベントとして、内田家住宅において、「町家・まちなみ写真展」を開催しました。写真展では、本協議会が発行しているNEWSの表紙を毎号飾っていただいている写真家小野晃蔵氏によって撮影された堺環濠都市の町家・まちなみ写真と、昭和30年～50年代の堺環濠都市北部地区のまちなみ写真等を展示しました。

お忙しい中、多くの方々に会場まで足を運んでいただきました。本当に、ありがとうございました。

来場された方々からは、「昔と変わらないまちなみが今も残っていることに驚いた。」や、「普段見慣れている町家やまちなみにも、いろんな表情があり、新しい発見ができた。」などの感想がありました。

小野晃蔵氏プロフィール

1965年生まれ。1996年に小野晃蔵写真事務所を設立。2003年には渡英しロンドンを拠点に活動。その後、大阪に拠点を移し、2013年からは堺の並松町にある紡績工場の事務所だった建物をスタジオ兼イベントスペースとしてSPINNING MILLを設立。フォトグラファーとしての活動とともに、多くのイベントなどを開催。受賞歴も多数。



小野氏の撮影による町家・まちなみの写真の一部



北部

歴史的まちなみを
未来に活かすため

第2回まちなみガイドライン
作成分科会、開催しました！

vol. 3

INFORMATION

いよいよ佳境に！まちなみガイドラインを一緒につくりませんか？

昨年8月から今年の3月にかけて、まちなみガイドライン作成分科会やワークショップを複数回開催し、みんなで意見を出し合いながら、堺環濠都市北部地区のまちなみのルールづくりを行っています。いよいよ、分科会も第3回(最終回)となり、まちなみガイドライン作成も大詰めを迎えます。また、3月8日(日)の総会では、堺市博物館・矢内氏の堺環濠都市の歴史に関する講演会も開催します。ご興味のある方はふるってご参加ください。お申込み・お問い合わせは、下記の連絡先まで。なお、総会の日程を前号では3月15日(日)としていましたが変更になっています。お気をつけください。

「まちなみガイドライン」の作成に向けた今後の予定

2月22日(日) 第3回まちなみガイドライン作成分科会
場所：青少年センター2F 錦西白寿荘(大) 14:00～

第2回総会

3月8日(日) 場所：青少年センター3F 第3集会室 14:00～
内容：活動報告・会計報告・まちなみガイドラインの報告
(予定) 講演「堺の復興400年にあたって 一江戸時代に学ぶ都市の再生ー」
堺市博物館 学芸員 矢内一磨氏

※予定は変更になることがあります。

まちなみガイドライン確定

まちなみガイドライン作成分科会・協議会総会の申込み・お問い合わせはこちら

▶ 堀環濠都市北部地区町なみ再生協議会 ▶ 堀市 建築都市局 都市計画部 都市景観室

TEL / FAX 072-228-0953 [志賀] TEL 072-228-7432 FAX 072-228-8468 担当：甲野、垣内、福島

今号の表紙

今号の表紙は、入母屋(いりもや)屋根で、棟から両側に流れを持つ切妻(きりづま)屋根に庇(ひさし)がまわるかたちです。環濠北部内の町家の多くは切妻屋根ですが、角地には入母屋屋根の町家が多いこともこの地域の特徴。工夫が凝られた入母屋の屋根は、通り景観のアクセントとなっています。



photo : Kozo Ono

発行日：2015.2.6
発行者：堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会
編集：協議会 + musubi design
連絡先：〒590-0930 堺市堺区柳之町西1丁1-28
TEL.072-228-0953(志賀)

第2回まちなみガイドライン作成分科会開催しました！

| 2015.1.25 青少年センター2階錦西白寿荘にて 午後2時～ |



第2回分科会では、堺市都市景観室の職員の方から、まちなみガイドラインの作成経過やガイドラインの素案について説明がありました。修景する部位や基準内容などの説明に、参加された方々も熱心に耳を傾けておられました。

その後、参加者全員でまちなみの将来像の標語（キャッチフレーズ）について意見交換しました。

ガイドラインの素案について

現在、堺市とともに検討しているガイドラインの素案（本地域の歴史的なまちなみを再生するため、建築物の外観等を改修（修景）する際の修景基準とその解説）について、住民の皆様の意見を聞くため、堺市担当者から説明していただきました。

修景基準（素案）の構成

ガイドラインの構成に関して、「1. ガイドラインの目的」、「2. ガイドラインの作成にあたって」、「3. 堀環濠都市のまちなみと堺町家の特徴」、「4. 修景基準とその解説」という4章で構成しようと考えています。また、これまでの分科会やワークショップでの取組み内容や成果については、第2章及び第3章で盛り込まれる予定です。

修景基準（素案）の概要

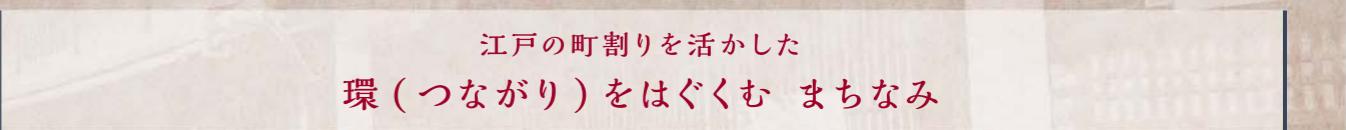
【建築物】

項目		歴史的建築物	一般建築物
全般	位置等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ2階以下 ・木造軸組構造 ・隣接の歴史的建築物と壁面位置を揃える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接の歴史的建築物と壁面位置を揃え、道路に面する1,2階に庇を設置（やむを得ない場合は、道路境界部分に埠等を設置） ・3階以上の壁面位置は、1階の外壁面より900mm以上後退（ただし、外壁面を道路から十分後退させる、もしくは埠等を設置する場合はこの限りではない）
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材や伝統的な素材を使用 ・やむを得ない場合は、無彩色又は落ち着いた色彩で、自然素材等と同等の素材・質感 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の歴史的建築物と調和した材質、質感 ・けばけばしい色彩を用いず、無彩色又は落ち着いた色彩を基調
形態・意匠に関する基準	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・日本瓦葺き ・4～6寸程度の勾配屋根 ・切妻（平入り）又は入母屋 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本瓦葺きを基本 ・勾配屋根を基本
	庇	<ul style="list-style-type: none"> ・日本瓦又は銅板葺き 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本瓦、銅板又は銅板葺きを基本

まちなみの将来像をイメージする標語（キャッチフレーズ）について

分科会の後半では、第3回ワークショップで話し合った標語（キャッチフレーズ）について、引き続き検討しました。

第3回ワークショップの参加者による提案例（下記一覧）や他地域での例も参考にしながら、参加者みんなで様々な意見やキーワードを出し合いました。そして、それらを集約した結果、下記の案が、今回の時点での最終提案となりました。



「環(つながり)」とした部分については、他にも「文化」や「伝統」などいろいろな案も出ましたが、最終的には決定できませんでした。次回2月22日（日）の第3回分科会では、この案を踏まえながら、より一層相応しい標語（キャッチフレーズ）を決めることができればと思います。皆様のご参加をお待ちしています。

その他ワークショップ参加者から提案された標語（キャッチフレーズ）一覧

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1.「江戸の町割 息づく堺町家・長屋の似合う町」 | 4.「発見 ろおじに隠れている遊び心」 |
| 2.「江戸の町割 歴史織り成す 堀の町家」 | 5.「ろおじで見つける職人の遊び心」 |
| 3.「歴史が織り成す 堀の町家まちなみ」 | 6.「遊び心や職人のこだわりを見つけるまち」 |

項目	歴史的建築物	一般建築物
形態・意匠に関する基準	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な形態・意匠（漆喰塗りや腰板張りなど） ・建築物の様式等に応じた適切な仕上げ
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な形態・意匠（格子戸や虫籠窓など） ・建築物の様式等に応じた適切な仕上げ
	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・銅製を基本
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間から直接見えない位置に設置 ・やむを得ない場合は、目立たなくする。（機器を外壁の色彩と合わせる、又は木製格子で覆うなど）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・卯建・袖壁・駒寄・矢來・外部照明器具、看板等を設置する場合は、伝統的な形態・意匠とする。 ・自動販売機、ゴミ置き場を設置する場合は、目立たない意匠、又は見えにくい位置に設置

【外構（埠等）】

項目	
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物を含めて、歴史的なまちなみと調和していること。
意形匠・	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界部分に設置 ・地域に残る伝統的な形態・意匠（板埠など）